

議案第73号

さぬき市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

さぬき市下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 市の健全な発展及び環境衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、さぬき市下水道事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を令和2年4月1日から適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業は、公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む。）、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業とする。

3 下水道事業の経営の規模は、次の各号に掲げる下水道事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 公共下水道事業 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画において定める処理区域及び各処理区域における計画人口

(2) 農業集落排水事業 さぬき市農業集落排水処理施設条例（平成14年さぬき市条例第155号）別表に掲げる区域及び施設

(3) 漁業集落排水事業 さぬき市漁業集落排水処理施設条例（平成14年さぬき市条例第156号）第2条に掲げる区域及び施設

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が300万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円を超えるものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第7条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(さぬき市特別会計条例の一部改正)

2 さぬき市特別会計条例(平成14年さぬき市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項」の次に「その他の法令」を加え、同条中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とし、第9号から第12号までを3号ずつ繰り上げる。

議案第74号

さぬき市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

さぬき市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第32条第2項及び第3項の規定に基づき、さぬき市下水道事業（以下「下水道事業」という。）における剰余金（利益及び資本剰余金をいう。）の処分等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利益の処分の方法及び積立金の取崩し)

第2条 下水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金を埋め、なお残額（以下この条において「補填残額」という。）があるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により処分することができる。

- (1) 事業年度末日において企業債を有する場合 補填残額の20分の1を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が補填残額の20分の1に満たない場合にあっては、その額）を企業債の額に達するまで減債積立金として積み立てる方法
- (2) 事業年度末日において企業債を有しない場合及び前号の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合 補填残額の20分の1を下らない金額（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあっては、補填残額の20分の1から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額）を利益積立金又は建設改良積立金として積み立てる方法

2 前項に規定する積立金は、次の各号に掲げる積立金の科目ごとに、当該各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号の目的以外に使用することができない。

- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (2) 利益積立金 欠損金を埋める目的
- (3) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

3 前項の規定にかかわらず、議会の議決を経た場合には、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

4 減債積立金を使用して企業債（建設改良費の財源として借り入れたものに限る。）を償還した場合及び建設改良積立金を使用して建設又は改良を行った場合においては、その使用した減債積立金及び建設改良積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れるものとする。

(資本剰余金の積立て)

第3条 毎事業年度において生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名

称を付した科目に積み立てなければならない。

(欠損の処理)

第4条 法第32条の2の規定により前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金を埋め、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもって埋めるものとする。

2 前項の規定により利益積立金をもって欠損金を埋めても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により利益積立金をもって欠損金を埋めても、なお欠損金に残額がある場合において、更に欠損金を埋める必要があるときは、第2条第3項の議会の議決を経て建設改良積立金をもって埋め、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越し、又は資本剰余金をもって埋めることができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度以後の事業年度の剰余金の処分等について適用する。

議案第75号

さぬき市下水道条例の一部改正について

さぬき市下水道条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市下水道条例の一部を改正する条例

さぬき市下水道条例（平成14年さぬき市条例第184号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第4号ア中「もの」を「者」に改め、同号エ中「アからウまで」を「アからエまで」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第12条第2項第1号中「もの」を「者」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第12条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、市長にその旨を届け出るものとする。

第17条中「あったとき」の次に「、第8条第1項第4号ア、エ若しくはオのいずれかに該当するに至ったとき」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のさぬき市下水道条例の規定に基づきなされた処分その他の行為により生じた効力については、改正後のさぬき市下水道条例第8条第1項第4号（同条例第6条第4項において準用する場合を含む。）及び第12条第2項（同条例第10条第4項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第76号

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「30万8,300円」を「30万8,600円」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に、「100分の112.5」を「100分の117.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	

42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200		

	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500		
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800		
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000		
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200		
	94		294,900	342,600	381,500	393,300	412,500		
	95		295,200	343,100	381,900	393,600	412,800		
	96		295,600	343,500	382,300	393,800			
	97		295,800	343,700	382,600	394,000			
	98		296,100	344,100	383,100	394,300			
	99		296,500	344,500	383,500	394,600			
	100		296,900	344,800	383,900	394,800			
	101		297,100	345,100	384,200	395,000			
	102		297,400	345,500	384,700	395,300			
	103		297,800	345,900	385,100	395,600			
	104		298,100	346,300	385,500	395,800			
	105		298,300	346,800	385,800	396,000			
	106		298,600	347,200	386,300	396,300			
	107		299,000	347,600	386,700	396,600			
	108		299,300	348,000	387,100	396,800			
	109		299,500	348,500	387,400	397,000			
	110		299,900	348,900	387,900	397,300			
	111		300,300	349,200	388,300	397,600			
	112		300,600	349,500	388,700	397,800			
	113		300,800	350,000	389,000	398,000			
	114		301,000		389,500	398,300			
	115		301,300		389,900	398,600			
	116		301,700		390,300				
	117		301,900		390,600				
	118		302,100		391,100				
	119		302,400		391,500				
	120		302,700		391,900				
	121		303,100		392,200				
	122		303,300		392,700				
	123		303,600		393,100				
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第34条に規定する職員を除く。

別表第2 (第4条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
40	369,000	434,400	488,400	546,700	

41	371, 300	436, 200	490, 100	548, 200
42	372, 500	438, 000	491, 900	549, 600
43	373, 900	439, 700	493, 700	551, 000
44	375, 000	441, 500	495, 500	552, 300
45	376, 200	443, 300	497, 100	553, 500
46	377, 600	445, 100	498, 800	554, 500
47	379, 100	446, 900	500, 600	555, 500
48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500
49	381, 700	450, 400	504, 000	557, 500
50	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400
51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300
52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200
53	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000
54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900
55	387, 000	460, 000	511, 500	562, 800
56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700
57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600
58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500
59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400
60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100
61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000
62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900
63	392, 500	467, 600	518, 800	569, 800
64	393, 000	468, 300	519, 600	570, 700
65	393, 300	469, 000	520, 500	571, 600
66		469, 700	521, 400	
67		470, 400	522, 100	
68		471, 000	523, 000	
69		471, 300	523, 900	
70		472, 000	524, 700	
71		472, 700	525, 600	
72		473, 400	526, 500	
73		473, 800	527, 300	
74		474, 400	528, 200	
75		475, 100	529, 100	
76		475, 800	529, 800	
77		476, 200	530, 600	
78		476, 800	531, 500	
79		477, 400	532, 400	
80		477, 900	533, 300	
81		478, 500	534, 100	
82		479, 000	535, 000	
83		479, 500	535, 900	
84		480, 000	536, 800	
85		480, 400	537, 600	
86		481, 000	538, 500	
87		481, 400	539, 400	
88		481, 900	540, 300	

	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院等に勤務する医師等で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400

30	197, 700	232, 300	262, 300	291, 400	337, 600	382, 900
31	199, 000	233, 800	263, 900	293, 200	339, 300	384, 500
32	200, 300	235, 200	265, 400	295, 100	341, 100	386, 200
33	201, 700	236, 200	266, 800	296, 800	342, 800	387, 500
34	203, 100	237, 500	268, 500	298, 500	344, 600	388, 800
35	204, 400	238, 500	270, 100	300, 300	346, 500	390, 100
36	205, 800	239, 700	271, 700	302, 100	348, 300	391, 300
37	206, 900	241, 000	273, 200	303, 400	350, 100	392, 400
38	208, 200	242, 300	274, 700	305, 100	351, 800	393, 600
39	209, 500	243, 400	276, 300	306, 600	353, 400	394, 700
40	210, 800	244, 700	277, 700	308, 200	355, 100	395, 800
41	211, 900	246, 000	279, 200	309, 900	356, 300	396, 600
42	213, 100	247, 000	280, 800	311, 600	357, 400	397, 400
43	214, 300	248, 200	282, 500	313, 200	358, 600	398, 200
44	215, 500	249, 300	284, 200	314, 900	359, 800	399, 000
45	216, 700	250, 400	285, 700	315, 800	361, 000	399, 400
46	217, 800	251, 700	287, 400	317, 200	361, 800	400, 000
47	218, 800	253, 000	289, 100	318, 700	363, 000	400, 500
48	219, 900	254, 200	290, 700	320, 300	364, 100	400, 900
49	220, 900	255, 800	291, 900	321, 700	365, 100	401, 300
50	221, 900	257, 200	293, 500	323, 000	366, 100	401, 600
51	222, 800	258, 400	294, 800	324, 200	367, 100	401, 900
52	223, 800	259, 600	296, 400	325, 500	368, 100	402, 200
53	224, 100	260, 700	297, 700	326, 600	368, 900	402, 500
54	224, 900	262, 000	299, 200	327, 600	369, 700	402, 800
55	225, 600	263, 300	300, 600	328, 700	370, 600	403, 100
56	226, 400	264, 400	302, 100	329, 700	371, 500	403, 400
57	227, 100	265, 200	303, 100	330, 200	372, 000	403, 700
58	228, 000	266, 500	304, 300	331, 100	372, 800	404, 000
59	228, 700	267, 800	305, 500	331, 900	373, 600	404, 300
60	229, 400	269, 100	306, 900	332, 800	374, 400	404, 700
61	230, 300	270, 000	308, 200	333, 600	374, 800	404, 900
62	231, 000	271, 200	309, 400	333, 900	375, 500	405, 200
63	231, 900	272, 500	310, 700	334, 500	376, 200	405, 500
64	232, 900	273, 800	311, 900	335, 200	376, 900	405, 800
65	233, 500	274, 600	313, 300	335, 800	377, 300	406, 000
66	234, 200	275, 700	314, 100	336, 500	377, 900	
67	234, 900	276, 600	314, 900	337, 200	378, 600	
68	235, 600	277, 700	315, 700	337, 900	379, 200	
69	236, 300	278, 700	316, 300	338, 600	379, 600	
70	236, 900	279, 700	317, 000	339, 100	380, 100	
71	237, 500	280, 800	317, 700	339, 700	380, 600	
72	238, 000	281, 900	318, 300	340, 300	381, 100	
73	238, 700	282, 500	319, 000	340, 600	381, 700	
74	239, 400	283, 200	319, 200	341, 200	382, 200	
75	240, 100	283, 700	319, 800	341, 700	382, 800	
76	240, 600	284, 500	320, 400	342, 300	383, 400	
77	241, 000	285, 300	321, 000	342, 800	383, 900	

	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400	
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900	
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400	
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700	
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200	
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600	
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000	
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400	
	86		289,500	325,400	346,300		
	87		289,700	325,600	346,600		
	88		289,900	326,000	346,900		
	89		290,300	326,400	347,300		
	90		290,500	326,800	347,600		
	91		290,700	327,200	348,000		
	92		290,900	327,600	348,300		
	93		291,300	327,900	348,700		
	94		291,500	328,100	349,000		
	95		291,700	328,500	349,300		
	96		292,000	328,800	349,600		
	97		292,400	329,000	349,900		
	98		292,700	329,300	350,300		
	99		292,900	329,600	350,700		
	100		293,200	329,900	351,100		
	101		293,500	330,100	351,600		
	102		293,700	330,400	352,000		
	103		293,900	330,800	352,400		
	104		294,200	331,000	352,800		
	105		294,500	331,200	353,300		
	106			331,400	353,700		
	107			331,800	354,100		
	108			332,000	354,500		
	109			332,200	355,000		
	110			332,600	355,400		
	111			333,000	355,800		
	112			333,400	356,200		
	113			333,600	356,700		
再任用 職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士等で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用	1	円 165,300	円 192,400	円 240,200	円 262,700	円 287,100	円 330,100

職員以外の職員	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700
	41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
	42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700
	43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
	44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500
	45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600
	46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
	47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
	48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000
	49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300

50	239, 200	260, 000	300, 200	326, 100	363, 200	417, 400
51	240, 200	261, 200	301, 400	327, 400	364, 500	418, 600
52	241, 300	262, 400	302, 800	328, 700	365, 900	419, 700
53	242, 200	263, 500	304, 200	330, 100	367, 400	420, 900
54	243, 300	264, 900	305, 500	331, 500	368, 600	421, 900
55	244, 200	266, 200	306, 900	332, 900	369, 700	423, 000
56	245, 200	267, 500	308, 300	334, 200	370, 900	424, 100
57	245, 900	269, 000	309, 100	335, 100	372, 000	425, 200
58	246, 900	270, 500	310, 300	336, 400	372, 900	425, 700
59	247, 600	271, 900	311, 500	337, 600	373, 900	426, 300
60	248, 400	273, 300	312, 900	338, 900	374, 900	426, 700
61	249, 200	274, 700	314, 000	340, 000	375, 500	427, 300
62	250, 200	276, 000	315, 300	340, 900	376, 300	427, 800
63	251, 000	277, 400	316, 600	342, 100	377, 100	428, 200
64	252, 000	278, 500	317, 800	343, 400	377, 900	428, 700
65	252, 900	279, 900	319, 100	344, 500	378, 600	429, 300
66	253, 700	281, 400	320, 400	345, 700	379, 300	429, 700
67	254, 800	282, 900	321, 700	346, 900	380, 100	430, 000
68	255, 700	284, 400	323, 000	348, 000	380, 800	430, 300
69	256, 500	285, 500	323, 700	349, 000	381, 400	430, 700
70	257, 500	287, 000	324, 800	350, 000	382, 000	
71	258, 400	288, 500	325, 900	351, 100	382, 700	
72	259, 400	289, 900	326, 800	352, 200	383, 300	
73	260, 800	290, 900	328, 100	353, 000	384, 000	
74	262, 100	292, 300	328, 800	354, 100	384, 500	
75	263, 200	293, 500	329, 900	355, 200	385, 100	
76	264, 300	294, 800	331, 100	356, 300	385, 600	
77	265, 300	296, 200	332, 200	357, 000	386, 000	
78	266, 300	297, 500	333, 400	357, 800	386, 600	
79	267, 500	298, 700	334, 500	358, 600	387, 100	
80	268, 500	300, 000	335, 700	359, 300	387, 400	
81	269, 400	300, 500	336, 800	359, 900	387, 700	
82	270, 400	301, 700	337, 900	360, 400	388, 200	
83	271, 500	302, 800	338, 900	361, 000	388, 600	
84	272, 600	304, 000	340, 000	361, 500	388, 900	
85	273, 400	305, 100	340, 900	362, 100	389, 200	
86	274, 300	306, 300	341, 900	362, 600	389, 700	
87	275, 400	307, 500	342, 800	363, 200	390, 200	
88	276, 500	308, 600	343, 800	363, 700	390, 600	
89	277, 300	309, 900	344, 800	364, 100	390, 900	
90	278, 200	311, 100	345, 600	364, 500	391, 300	
91	279, 000	312, 300	346, 400	365, 100	391, 800	
92	280, 000	313, 500	347, 200	365, 600	392, 200	
93	280, 900	314, 300	347, 800	365, 900	392, 600	
94	281, 900	315, 000	348, 400	366, 400		
95	282, 800	315, 700	349, 100	366, 800		
96	283, 800	316, 300	349, 700	367, 100		
97	284, 400	317, 000	350, 100	367, 700		

98	285, 200	317, 300	350, 500	368, 200
99	285, 800	317, 900	351, 000	368, 700
100	286, 700	318, 600	351, 400	369, 200
101	287, 500	319, 000	351, 900	369, 800
102	288, 300	319, 600	352, 300	370, 300
103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800
104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200
105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800
106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300
107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800
108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300
109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900
110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300
111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800
112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300
113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900
114	293, 700	324, 900	357, 700	376, 300
115	294, 100	325, 300	358, 200	376, 800
116	294, 400	325, 600	358, 600	377, 300
117	294, 700	325, 800	359, 000	377, 900
118	295, 000	326, 100	359, 400	378, 300
119	295, 300	326, 500	359, 900	378, 800
120	295, 700	326, 700	360, 400	379, 300
121	296, 000	326, 900	360, 800	379, 900
122	296, 400	327, 200	361, 300	
123	296, 700	327, 500	361, 800	
124	297, 100	327, 800	362, 300	
125	297, 300	328, 000	362, 600	
126	297, 500	328, 300		
127	297, 800	328, 700		
128	298, 200	328, 900		
129	298, 400	329, 100		
130	298, 700	329, 300		
131	299, 100	329, 700		
132	299, 500	329, 900		
133	299, 700	330, 200		
134	300, 000	330, 600		
135	300, 400	331, 000		
136	300, 700	331, 400		
137	300, 900	331, 700		
138	301, 200	332, 100		
139	301, 600	332, 500		
140	301, 900	332, 900		
141	302, 100	333, 200		
142	302, 500	333, 600		
143	302, 900	333, 900		
144	303, 200	334, 300		
145	303, 400	334, 600		

	146	303,600	335,000				
	147	303,900	335,400				
	148	304,300	335,800				
	149	304,500	336,100				
	150	304,700	336,500				
	151	305,000	336,900				
	152	305,300	337,300				
	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、病院等に勤務する助産師、看護師、准看護師等で規則で定めるものに適用する。

第2条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に、「100分の117.5」を「100分の115」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和元年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後のさぬき市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条の2第1項並びに別表第1及び別表第2の規定は平成31年4月1日から、改正後の条例第27条第2項第1号の規定は令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のさぬき市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（さぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年さぬき市条例第6号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第5項から第7項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第5項から第7項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第77号

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部改正について

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙
のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条
第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成
14年さぬき市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

第2条 さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条並びに次項及び附則第3項の規定は令和元年12月27日か
ら、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のさぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末
手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第2項の規定は、令
和元年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前のさぬき市議会議員の
議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末
手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第78号

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例（平成14年さぬき市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

第2条 さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条並びに次項及び附則第3項の規定は令和元年12月27日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のさぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前のさぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第79号

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成22年さぬき市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

第2条 さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条並びに次項及び附則第3項の規定は令和元年12月27日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のさぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、令和元年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前のさぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第80号

さぬき市国民健康保険税条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第1条 さぬき市国民健康保険税条例（平成14年さぬき市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までの規定中「及び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の7.0」を「100分の7.5」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「2万7,000円」を「2万8,000円」に改める。

第6条中「100分の1.5」を「100分の1.8」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第8条中「100分の1.3」を「100分の1.6」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第2条 さぬき市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.5」を「100分の7.9」に改める。

第6条中「100分の1.8」を「100分の2.2」に改める。

第8条中「100分の1.6」を「100分の1.9」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は令和2年4月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後のさぬき市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後のさぬき市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 81 号

さぬき市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険財政調整基金条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

さぬき市国民健康保険財政調整基金条例（平成14年さぬき市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国民健康保険特別会計」を「国民健康保険事業特別会計」に改める。

第4条中「国民健康保険事業特別会計」を「特別会計」に改める。

第5条第1号中「保険給付費」を「国民健康保険事業費納付金」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 国民健康保険税の課税額の改正による被保険者の負担の増大を緩和するための措置に要する財源に充てる場合

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条、第4条及び第5条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 82 号

さぬき市手数料条例の一部改正について

さぬき市手数料条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市手数料条例の一部を改正する条例

さぬき市手数料条例（平成14年さぬき市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表8の項中「戸籍附票」を「戸籍の附票（除票を含む。）」に改め、同表10の項及び13の項中「住民票」の次に「（除票を含む。）」を加え、同表38の項中「2, 300」を「2, 450」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表38の項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 83 号

さぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

さぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成14年さぬき市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第11条中「準用する。」の次に「この場合において、第7条第1号中「当該死亡者の死亡」とあるのは「当該障害者の障害」と、同条第2号中「令第2条」とあるのは「令第2条の3において準用する令第2条」と、第8条第2項中「遺族」とあるのは「障害者」と読み替えるものとする。」を加える。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例第15条第3項の規定は、令和元年8月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第 84 号

さぬき市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について

さぬき市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成24年さぬき市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第21号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、同号を同条第22号とし、同条中第14号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項本文中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第8条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「第4種の道路（」を「第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第9条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第10条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第29条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第38条中「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の道路については、改正後の第7条の2並びに第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 85 号

さぬき市印鑑条例の一部改正について

さぬき市印鑑条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市印鑑条例の一部を改正する条例

さぬき市印鑑条例（平成14年さぬき市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「満15歳未満の者及び成年被後見人」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 15歳未満の者
- (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第86号

津田総合公園外2施設の指定管理者の指定について

次のとおり津田総合公園外2施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
津田総合公園
長尾総合公園
志度総合運動公園
- 2 指定管理者となる団体
名 称 香川県造園事業協同組合
所在地 香川県高松市鬼無町鬼無741番地1
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 87 号

寒川老人福祉センター外 1 施設の指定管理者の指定について

次のとおり寒川老人福祉センター外 1 施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

1 公の施設の名称

寒川老人福祉センター

さぬき市春日ふれあいセンター

2 指定管理者となる団体

名 称 株式会社さぬき市 S A 公社

所在地 香川県さぬき市津田町鶴羽 9 3 9 番地 1

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第 88 号

さぬき市自然休養村施設外 1 施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市自然休養村施設外 1 施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市自然休養村施設
さぬき市農林漁業体験実習館
- 2 指定管理者となる団体
名 称 株式会社さぬき市 S A 公社
所在地 香川県さぬき市津田町鶴羽 9 3 9 番地 1
- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

議案第 89 号

さぬき市健康生きがい施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市健康生きがい施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

令和元年 12 月 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市健康生きがい施設

- 2 指定管理者となる団体
名 称 株式会社さぬき市 S A 公社
所在地 香川県さぬき市津田町鶴羽 9 3 9 番地 1

- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

議案第90号

さぬき市地域活性化複合施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市地域活性化複合施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市地域活性化複合施設（結願の里）
- 2 指定管理者となる団体
名 称 結願の里多和の会
所在地 香川県さぬき市多和助光東30番地1
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第91号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

番号	路線名	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
1	安松団地 1号線	さぬき市長尾西 字安松 391番10地先	さぬき市長尾西 字安松 392番11地先	251.8	6.0~12.0
2	安松団地 2号線	さぬき市長尾西 字安松 387番7地先	さぬき市長尾西 字安松 379番3地先	47.2	6.0~10.8

議案第92号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 庁用備品一式 |
| 2 取得の目的 | 教育庁舎整備に伴う庁用備品の購入 |
| 3 取得価格 | 一金19,263,200円
うち消費税及び地方消費税額1,751,200円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県さぬき市志度1045番地3
株式会社マツシタ志度支店
支店長 古市 慎 |
| 5 契約の方法 | 指名競争入札 |